

監査報告書

2022年5月25日

学校法人 東京音楽大学

理 事 会 御 中

学校法人 東京音楽大学

監事

船久輝之

監事

吉田泰治

私共は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京音楽大学寄付行為第15条に基づいて、学校法人東京音楽大学の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私共は監査に当り、理事会及び評議員会等に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人東京音楽大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（付属明細書を含む）並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監査報告書

2022年5月25日

学校法人 東京音楽大学

評議員会 御 中

学校法人 東京音楽大学

監事

船戸輝久

吉田恭治



私共は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京音楽大学寄付行為第15条に基づいて、学校法人東京音楽大学の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私共は監査に当たり、理事会及び評議員会等に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人東京音楽大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（付属明細書を含む）並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上